

掛川市上下水道事業管理規程第1号

掛川市水道事業及び下水道事業の組織等に関する規程の一部を改正する規程をここに制定する。

令和6年3月29日

掛川市長 久保田 崇

掛川市水道事業及び下水道事業の組織等に関する規程の一部を改正する規程

掛川市水道事業及び下水道事業の組織等に関する規程（平成17年掛川市水道事業管理規程第1号）の一部を次のように改正する。

別表第1の2の表中

「

2 職員の任用	臨時職員雇（2月以内の雇用）		行政課長に合議
---------	----------------	--	---------

」

を

「

2 職員の任用	臨時職員雇（2月以内の雇用）		人事課長に合議
---------	----------------	--	---------

」

に改める。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。